

議第25号

山形県産業科学館の指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- 1 公の施設の名称 山形県産業科学館
- 2 指定をしようとする団体 山形市城南町一丁目1番1号
山形県産業科学館共同管理者
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

提案理由

山形県産業科学館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議第26号

山形県ふるさと交流広場の指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- 1 公の施設の名称 山形県ふるさと交流広場
- 2 指定をしようとする団体 山形市若宮四丁目5番14号
株式会社モンテディオ山形
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

提案理由

山形県ふるさと交流広場の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議第27号

米沢ヘリポートの指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- 1 公の施設の名称 米沢ヘリポート
- 2 指定をしようとする団体 米沢市アルカディア一丁目808番地の17
東北警備保障株式会社
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

提案理由

米沢ヘリポートの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。